

仕様書（案）

1 事業概要

(1) 委託業務の名称

令和6年度人権啓発イベント開催業務委託

(2) 事業の目的

人権尊重社会をめざす県民運動として、人権尊重社会をめざす強調月間（8月1日～31日）及び強調週間（12月4日～10日）に合わせ、県民の人権意識の普及高揚を図るため実施する。

(3) 主催

主催：埼玉県、埼玉県教育委員会、埼玉県人権啓発活動ネットワーク協議会、
人権尊重社会をめざす県民運動推進協議会

(4) 予算額

上限額：4,500千円（消費税及び地方消費税込み）
各種謝礼や業務内容に基づくすべての経費含む。

(5) 事業の要旨

ア ヒューマンフェスタオンライン2024

(ア) 開催日時

令和6年8月1日（木）～令和6年9月30日（月）2か月間

(イ) 開催場所

インターネット上に特設サイトを開設し、同サイト内のWEBコンテンツにて啓発を行う。

(ウ) イベントの主な内容（コンテンツ）

- ・著名人の人権メッセージ動画配信
- ・テーマ特集ページ
- ・人権啓発コンテンツの作成、実施
- ・県内の人権啓発活動紹介
- ・その他啓発効果の得られるWEBコンテンツ

(エ) テーマ

女性の人権

(オ) 主なターゲット

20代から40代

(カ) 目標閲覧者数

12,000人以上

イ ヒューマンスクウェア2024

(ア) 開催日時

令和6年12月7日（土）

(イ) 開催場所

イオンモール羽生 アトリウムコート

(ウ) イベントの主な内容

ショッピングモールの屋内で、人権啓発のパネルの展示や、啓発動画放映、体験

- コーナーを実施し、人権啓発を行う。
- (エ) テーマ
人権全般（同和問題を含む）
- (オ) 主なターゲット
ファミリー層
- (カ) 目標参加者数
1, 000人

(6) 委託業務の内容

「2 業務の委託内容」を参照

(7) 履行期間

契約締結日から令和7年1月31日まで

(ヒューマンフェスタオンライン、ヒューマンスクウェアをあわせて報告)

2 業務の委託内容

(1) ヒューマンフェスタオンライン2024

ア イベントタイトル（サブタイトル）の考案

- (ア) 「ヒューマンフェスタオンライン」をメインタイトルとし、サブタイトルを考案すること。
- (イ) 県が行うイベントとしてふさわしく、多くの人が興味を引くようなインパクトのあるタイトルを設定すること。
- (ウ) イベントのテーマである「女性の人権」を踏まえたイベントタイトルであること。

イ インターネットサイトの作成・運営等

(ア) インターネットサイトの企画・設計・作成

- a 多くの県民の関心を引き、人権について考え、行動するきっかけとなるような魅力的なインターネットサイトを作成すること。
- b 特設サイトのトップページから各コンテンツ（人権メッセージ、人権啓発コンテンツ等）のページ及び県の事業ホームページのリンクに誘導しやすいように工夫を凝らすこと。
- c 12月実施予定のヒューマンスクウェアについてヒューマンフェスタオンラインでの事前広報の手法を検討し案を同時に提案すること。

(イ) インターネット上特設サイト運用期間

インターネットサイトの一般公開期間は令和6年8月1日（木）から令和6年9月30日（月）までとする。ただし、予告ページをイベントサイトと同じURLで令和6年7月中に開設すること。具体的な開設日については、契約後、県と協議の上、決定する。

(ウ) インターネット上サイト運営管理

- a トップページに新着情報コーナーを設け、期間中随時（4回程度）サイト上のお知らせ等の情報を更新すること。
- b サイトの更新頻度はコンテンツの内容等によるが、コンテンツの追加等に応じて定期的（3回以上）に更新すること。

- c ブラウザ環境は「Safari」又は「Google chrome」, 「 Microsoft edge」などのモダンブラウザに対応すること。
 - d サイトは開設後に閲覧数（セッション）を随時又は定期的に確認できるよう管理画面等を設けること。
 - e サイト開設期間は毎週1回、サイト閲覧者数の報告を行うこと。
- (エ) 目標閲覧者数（延べ）
仕様書2（1）の業務を効果的に行い、目標閲覧数延べ12,000人以上を達成するよう努めること

ウ WEBサイトのコンテンツ作成

(ア) 著名人による人権メッセージ配信

a メッセージ動画出演者の選定

- (a) メッセージ動画出演者は2人以上（動画出演者①と②）とする。
 - (b) 動画出演者①（メインスピーカー）は1名で、女性の人権に関する有識者で講演実績があるものとする。（*）
 - (c) 動画出演者②は1名以上とし、埼玉県にゆかりがあり、情報発信力のある者（知名度が高い、SNSのフォロワーが多いなど）者を選定すること。（*）
例：県出身の芸能人、県内に拠点のあるラジオ局のパーソナリティー、県内（出身や所属）のスポーツ選手、埼玉応援団
- * 過去の①、②の者は参考資料2参照
- (d) 動画出演者②は情報発信ツール（SNS（X（旧 Twitter）や Instagram 等）や YouTube チャンネル）を利用し、相当数の方（SNSではフォロワー数、YouTube チャンネルではチャンネル登録数）に対して定期的に情報発信をしている人物であること。
 - (e) 動画出演者②は上述した情報発信ツールの自身のアカウントで当該事業の周知、広報をすること（概ね5回以上）
 - (f) 人権メッセージ出演者の出演料は交通費等を除いて合計20万円（出演者全員の謝金で20万円以内）を上限とする。
 - (g) 出演料等の支払いについては、「人権啓発活動地方委託事業における講演等謝金支払基準等」を参考にすること。
 - (h) 出演者の写真データ、公式プロフィール等は案が採用された場合、速やかに県へ提供すること。

b 人権メッセージ動画・音声について

- (a) 動画出演者①は、20分～30分程度の「女性の人権」に関する講演動画を撮影し掲載すること。また、レジュメを用意すること。
- (b) 動画出演者②は、ゲストそれぞれについて「女性の人権」に関わる3分程度の短いメッセージ動画を4本程度作成すること。サイト開設時に1本公開し、その他については、3回程度に分けて公開すること。メッセージ内容・公開回数・時期については、県と協議の上決定する。企画提案時にはメッセージ案は必要ないが、選定した動画出演者②の発することのできるメッセージイメージを説明すること。
- (c) 動画にはメッセージの字幕を付すること。
- (d) (b) の者でラジオ広告に使用する音声メッセージを10秒程度2本程

度作成すること。メッセージの内容は県で提供する。ラジオ局との契約は県が行う。

(イ) 県内の人権啓発事業紹介のページ

- a 人権啓発事業紹介のページを作成すること。
- b 県が提供する県・市町村・さいたま地方法務局の人権啓発事業の情報を、視覚的に分かりやすいページ構成にして掲載すること。

(ウ) 人権啓発コンテンツの実施

- a 人権について親しみが持てるよう、分かりやすく参加したくなる企画とすること。
- b 操作性の良い構成にすること。
(過去の例…人権クイズ、あいうえお作文コンテスト(優秀者に人権コメントをした著名人の直筆あいうえお作文をプレゼント))

(エ) 人権デジタルコンテンツ

- a 人権に関する理解が深まるようなコンテンツを作成すること。
- b サイトに再来したくなるような工夫を凝らすこと。

(オ) 閲覧者アンケートの実施

- a 特設サイトの閲覧者に対し、イベントの内容や人権に関する意識等についてのアンケートを実施すること。
- b アンケートの項目は県が提供する。
- c アンケートの回答者を増やすための工夫を凝らすこと。
(過去の例…人権コメントをした著名人のサインをプレゼント)

エ 広報

「ヒューマンフェスタオンライン」の広報手段はチラシ等の紙媒体による広報手段とWEBやSNS、YouTube等を活用した広告手段を用いる。

(ア) 紙媒体(チラシ)

- a 「ヒューマンフェスタオンライン」の開催告知用とし、一般県民の集客を図ることが出来るデザインのチラシを作成すること。
- b チラシに「人権尊重社会をめざす県民運動強調月間(8月1日~31日)」と表記すること。
- c チラシデザインに係る著作権等は、県に帰属するものとする。
- d デザインについては、契約後、県と協議の上、決定する。
なお、デザイン案は企画提案時に示すこと。
- e ポスター及びチラシは、指定する配布先(市町村等)に受託者が郵送等すること。
- f チラシのデザイン・作成、印刷、配布(仕様)
 - ・規格 A4判(写植オフセット印刷 4色刷り)
 - ・作成部数 3,500部
 - ・納入場所 人権・男女共同参画課、県内各市町村等
 - ・納入期限 令和6年7月19日(電子データは7月17日)
 - ・納品にあたっては、100枚ごとに区切りが分かるようにすること。
 - ・県ホームページ等に使用するため、PDFデータを作成し、県にDVD等記録媒体で納品すること。

- ・チラシにはQRコードを掲載し、サイトへリンクできるように設定すること。
- ・デザイン及び内容について、契約後、県と協議の上決定すること。

(イ) WEBやSNS等を利用した広告

- a メッセージ動画出演者がYouTubeチャンネルやSNSアカウントを開設している場合、同チャンネルの動画にも広報すること。
- b WEB媒体を用いた広報を行うこと。
例 リスティング広告
- c WEB広報案については、企画提案時に示すこと。
- d 県ホームページトップページ表示する「事業PR枠」の作成
(幅 : 240ピクセル、高さ : 200ピクセル、拡張子 jpg または png)

(ウ) 開催状況の記録、報告書の提出(書類、CD又はDVD)

サイトの閲覧状況、アンケート回答状況等を報告すること。

(2) ヒューマンスクウェア2024(イオンモール羽生)

ア 装飾等の設営・撤去

外看板及び建物内案内等表示のデザイン、表示内容、配置図をあらかじめ作成し、県と協議すること。また、会場内の案内、啓発資料に係る看板、控室部屋の標記は必須とする。

協議結果に基づき、作成・設置し、終了後に撤去すること。

イ 来場者対応、場内警備

来場者の対応及び会場内の安全を確保できる人員を適切に配置すること。また、来場者数を記録すること。

ウ 人権啓発資料展示

資機材(パネル、看板、表示、装飾、金具等)の用意、搬入出、据付、調整

(ア) 展示パネル W1800mm×H1800mm 換算(10枚程度)を用意する。

【パネルが倒れないよう十分な安全対策を行うこと。】

※パネルに貼る資料等については県が提供するもののほか、受託者の提案するものとする。

(イ) 机 W1800mm×D450mm 換算 白布を掛ける。(4台程度)

※机はイオンモール羽生から借用することもできる。

エ 子供向け体験コーナーの設置

(ア) 実施に必要な一切の業務

資機材(机、イス、表示、装飾等)の据付、調整演出及び進行管理等

※机、イスはイオンモール羽生から借用することもできる。

(イ) 子供の興味を引き、滞在時間が長いもの。

(過去の例: 工作コーナー、塗り絵)

オ 啓発DVDの機材の準備

DVDの上映(上映準備含む。)

※DVDソフトは県で用意する。

カ パネルの作成

パネルの作成(B2)15枚程度

(ラミネート加工をし、上部両隅に穴をあけ金属で補強する。)

※作成するパネルの原稿は県が用意する。数は15枚程度であるが契約後に協

議の上決定する。

キ サインの作成

掲示物紹介用サイン W600 mm×H100 mm

※数は5～10枚程度であるが契約後に協議の上決定する。

ク 周知用メインパネルデザインの作成

館内の展示や県の広報で使用する、ヒューマンスクウェア2024をPRするデザインデータを作成する。

ケ 周知用パネルの作成

イベントを案内するためのB3パネルを作成し、イベントスペースの入口に設置する。

コ 会場との打ち合わせ

パネルの設置等について、会場と打合せを行うこと。

※会場の「イオンモール羽生」のアトリウムコートは予約済（使用料無償）である。

サ 広報

様々な媒体を活用し、効果的な広報を行うこと。

シ 来場者アンケートの実施

（ア）来場者に対し、イベントの内容や人権に関する意識等についてのアンケートを実施すること。

（イ）アンケートの項目は県が提供する。

（ウ）アンケートの回答者を増やすための工夫を凝らすこと。

ス 目標参加者数（延べ）

仕様書2（2）の業務を効果的に行い、参加者数延べ1,000人以上を達成するよう努めること。

（3）実績報告

開催状況の記録、報告書の提出（書類、CD又はDVD）や特設サイトの閲覧状況、アンケート回答状況等の報告を行うこと。また、報告書はあらかじめ（案）を県に提出し、必要な修正後に提出すること。

ヒューマンフェスタオンライン2024のメッセージ動画については、CD-ROMでデータを県に提出すること。

3 作業条件

（1）業務の遂行に当たっては、提案内容に基づき県と調整を図りつつ進めること。

（2）本県職員と綿密な打ち合わせを随時行う体制を整備するとともに、その体制を明記すること。

4 災害時対応

災害時の対応災害発生時など緊急時における安全対策等を企画すること。

5 委託者への損害賠償

受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

6 第三者への損害賠償

受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

7 著作権の取扱い

受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。以下同じ）を委託者に無償で譲渡するものとし、著作権人格権を行使しないものとする。

8 第三者が権利を有する著作物

納入される成果物に、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、受託者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理するものとする。

9 個人情報等の取扱い及び適切な管理

(1) 受託者及び本業務に関わる者は、本事業を通じて取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適正に取り扱うこと。

(2) 受託者及び本業務に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本事業終了後も同様とする。

(3) 人物画像の取扱い

本人の承諾を得ることのできない人物画像については、本人と識別ができない程度の修正を行うこと。また、掲載後の肖像権或いは個人情報に関わる問題が発生した場合は、受託者においてその責めを負うこと。

10 定めのない事項等

本「仕様書」に定めのない事項及び本「仕様書」に関し疑義が生じたときは、遅滞なく委託者と協議して定めるものとする。

11 法務省の委託事業

このイベントは法務省からの委託事業であり、別添1「令和6年度人権啓発活動地方委託事業の実施にあたっての留意事項」を順守すること。